

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO. 7 1

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2010. 6. 3

ついに結審

8月23日いよいよ判決へ

5月17日に第9回口頭弁論が行われ、まず1つ目として、原告側から判例として「平成19年9月28日東京地裁判決」と、「平成21年9月30日東京高裁判決」をあげ、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合とは、当該情報を公にすることにより、当該情報にかかる個々の法人等について、その権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害される危険性の存することが客観的に認められる場合をいい、その危険性は、単なる確率的可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性を持ったものでなければならない」と判例を紹介しています。

2つ目に、原告側から準備書面を提出し、被告が主張する「イメージ図や概要レベルだけでも技術全体を類推される可能性がある」についても、類推されることにより被る競争上の不利益は具体的に示されておらず、スラグ、メタル、飛灰の発生量等の提案数値を他社が知った場合にあっても、その数値は一定の条件でプラントを作動した場合の数値であって、その数値を達成する基礎となる独自の秘匿技術やノウハウが公表されることにはなりません。もし他社のプラントがかかる数値を達成しうるとすれば、既に新日鉄のプラントよりも優秀であることになり、そのことで新日鉄が競争に負けたとしても、その結果は受忍すべきでしょう。もし、不可能な数値を提案したとすれば、かかる提案自体が不正ですが、そんなことをすれば以後の取引がなくなってしまうので、他社が不正な提案をする蓋然性は極めて低いといえます。非公開とするに足りる法的保護に値する蓋然性はありません。

最後に、被告である岡崎市の主張は、情報を公開すると企業が著しく不利な状況に置かれ、正当な利益を害されるという抽象的かつ確率的可能性の域にとどまっていて、利益侵害の危険性の存在について、客観的かつ具体的な立証がありませんので、速やかに開示されるべきですと主張しました。

これですべての審議は終了し、(裁判官の夏休み期間が入るため)少し間が開くけれど8月23日(月)午後1時10分から判決が下されることになりました。

判決日には多くの方の傍聴をお願いします。

トヨタテストコースの見学会を催します

岡崎市額田地区と豊田市下山地区にまたがる660haにも及ぶ地域を愛知県企業庁が買収し、これを造成してトヨタに売却する計画が進んでいます。

トヨタがここに270haのテストコースと研究棟、実験棟、厚生施設等を建設する予定にしていますが、これは愛知万博長久手会場(158ha)より広い里山をつぶすことを意味します。

テストコースがここでなければいけないのでしょうか。海岸線に干拓をして売れ残っている造成地もありましょう。そこではいけないのでしょうか。環境負荷を与えない方法を模索することこそ、今度愛知で開催されるCOP10の精神に合致するのではないのでしょうか。

当然、ここに生息する生き物の生息域をうばうことにもなりますし、再生困難な自然破壊を簡単に許して良いのでしょうか。

そこで、別紙チラシにありますように、開発予定地を見学しながら、そこにどんな問題があるのかを教えていただこうと計画しました。多くの方の参加をお待ちします。

参加連絡は市民オンブズ岡崎 渡邊まで。

協力者募集

今年も岡崎市議会議員の政務調査費の文書開示

政務調査費の使途を調査してくださるスタッフ募集

参加連絡は市民オンブズ岡崎 渡邊まで

市民オンブズ岡崎の月例会は5月から毎月第1木曜日に変わりました

7月例会の案内

7月2日(木)PM7:30~

市民オンブズ岡崎事務所